

令和7年11月20日
山梨県森林環境部林業振興課
課長 伊川 浩道
電話 055-223-1652 (内線 6200)

報道関係者各位

県産ブランドきのこ「山梨夏っ子きのこ」品種登録のお知らせ

山梨県森林総合研究所が品種改良したクロアワビタケ(商標名：山梨夏っ子きのこ)が、令和7年11月19日付で品種登録されました。

本登録により、山梨県が「育成者権」を取得し、県産ブランドきのこの権利が保護されます。

- 登録年月日 令和7年11月19日
- 登録名称 山梨ノワールチャンピニ 1号
- ※ 商標名 山梨夏っ子きのこ (平成29年8月4日商標登録)

【経緯】

- H28. 9. 23 県森林総合研究所が品種改良したクロアワビタケの品種登録出願
- H28. 12. 28 「山梨夏っ子きのこ」として商標登録出願
- H29. 8. 4 「山梨夏っ子きのこ」として商標登録
- R7. 11. 19 品種登録の官報告示

【品種登録の効果】

- 種苗法に定める「育成者権者」として登録品種を独占的に利用でき、他者による増殖・販売・譲渡や海外への持ち出しは県の許諾が必要となる。
- 故意に権利侵害があった場合、10年以下の拘禁刑又は1000万円以下の罰金が科されるほか、損害賠償請求が可能。

【山梨夏っ子きのこの特徴】

- アワビのような歯ごたえがあり、くせが無く、様々な料理に利用できます。
- 夏が旬の珍しいきのこです。



○詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/ringyo/fukyu/kuroawabitake.html>

（お問い合わせ先）

山梨県森林環境部林業振興課

普及指導担当 小峰・坂本

電話（直通） 055-223-1652

（内線） 6205 6206